

長野工業高等専門学校編入学に関する規則

制 定 令和 7 年 3 月 27 日

最終改正 令和 7 年 3 月 27 日

（目的）

第 1 条 この規則は、長野工業高等専門学校学則第 18 条の規定に基づき、編入学に関し必要な事項を定める。

（編入学の時期）

第 2 条 編入学の時期は、第 4 学年の始めとする。

（修業年限及び在学期間）

第 3 条 学則第 2 条の規定にかかわらず、編入学生の修業年限は 2 年とする。ただし、休学期間を除き 4 年を超えて在学することはできない。

（編入学生指導教員）

第 4 条 編入学生の学習及び生活に関して、主事及び関係教職員と連携して一貫した指導を行うため、編入学生指導教員を置く。

2 編入学生指導教員は、教務委員及び当該編入学生の学級担任をもって充て、教務委員会と連携して支援にあたる。

附 則（令和 6 年 10 月 24 日 制定）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 外国人留学生の編入学に関する事項は、この規則にかかわらず、「長野工業高等専門学校外国人留学生規則」によるものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日 一部改正）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。